

記

第1期事業に関し、下記の事項を全て必要不可欠なものとして確認し、稼働後5年間の管理運営状況、下記の対策と測定による環境への影響の有無、周辺住民の生命健康等が科学的かつ公正に証明され、年々進化するゴミ処理の技術や状況を見極められるまで第2期事業への着手を凍結し、当面は以下の事項を住民と協議し第2期事業計画を検討する。

- 1) 第1期事業の排気による健康被害を見極めるため、2006年度から、毛髪・尿・血液などによる住民健康診断を行い、体内へ蓄積される重金属類・有害化学物質測定を毎年行い、それにより高レベルの汚染住民に対しては体内浄化（デトックス）措置を行う。
- 2) 第1期事業が全て稼働後、化学物質過敏症、眼科・耳鼻科系、内分泌系、ガン等発症した従業員、周辺10km範囲内住民全員に医療費・通院費全額保証と、この地に住めなくなった場合の引っ越し費用全額保証と土地等資産代替。
- 3) 排ガスダイオキシン類0.01ナノグラム以下であるという排出証明と水銀、有機化合物、アスベスト等全物質の排出常時監視管理。
(ダイオキシン0.01確約施設でのアメサ・DMS水銀自動測定装置設置、水銀処理施設での水銀自動測定装置、廃プラスチック処理施設でのTVOC、ガスクロマトグラフ走査、比色紙モニタリング、建築廃材処理施設でのSEMなど)
- 4) 現在行われている周辺環境大気測定（4物質）を毎週、つまり一年中の常時監視と、全物質常時監視（モニタリング）により、被曝側の正確な安全証明。
〈折原車山南各地区にて〉
(周辺大気調査の毎週常時測定、水銀一般大気環境用自動計測装置、有機化合物のTVOC、ガスクロマトグラフ走査、比色紙モニタリング、アスベストのSEMなど)
- 5) 土壌、農作物の有害物質測定を毎年行い、蓄積されるものについて被曝露側での正確な現状把握。（折原車山南各地区）
- 6) 排出側である県の出先機関による環境空気測定を、真に住民・第三者から見て公正なものとするため、当該地元住民が測定機関を選定する。
- 7) 県は、住民の健康保険、事故保証時のための基金を作る。
- 8) 第1期事業全ての企業について、住民環境に関わる事項は秘匿権に優先して住民へ開示する。事故故障不具合時、施設内外と周辺住宅地での環境調査を実施し後、情報公開し安心・安全の運営を実証する。
- 9) 第1期事業策定時の環境影響評価での大気への有害物質の分布図が平地での1ヶ所の風向風速を基とし、平地での分布モデルを適応したため山、谷津地形の現地での実状に当てはまらないので正確でない。再度この地に適応する環境影響評価をし、どこにどれだけ影響があるのか明確にする。
- 10) 第1期事業搬入先は主に県内を確約、県外に至っては交付金制度を導入する。

